

9.14 廃棄物等に係る環境影響評価の結果の概要

調査結果	<p>◎廃棄物処理施設状況</p> <p>○一般廃棄物処理及びリサイクルの状況 石垣市には80t/日規模のごみ処理施設があり、平成13年度実績では、年間で家庭系ごみが11,135t、事業系ごみが9,230tの合計20,365tを処理し、最終処分量は直接埋立、焼却施設残渣及び中間処理施設からの残渣の合計で5,220tとなっている。 また、石垣市の一般廃棄物最終処分場の埋立容量は約140,000m³、平成13年度末の残余容量（推計値）97,532m³であり、年間埋立容量が10,706m³/年であることから、残余年数が9.1年となっている。また、付帯処理施設として、ストックヤードが576m²、資源ごみ・不燃ごみライン（4t/日、稼働5時間）及び廃プラスチックライン（2t/日、稼働5時間）があり、可能な限り鉄類、アルミ類等の有価物を回収し、リサイクルを行っている。 浄化槽汚泥を処理するための石垣市し尿処理場は、処理能力25kl/日であり、平成13年度の処理実績は、8,044kl/年（し尿3,166kl/年、浄化槽汚泥4,878kl/年）であった。</p> <p>○産業廃棄物処理の状況 石垣市を含む八重山地域での産業廃棄物排出量は、平成11年度実績では年間39,885t/年の廃棄物が発生し、排出量の約99.4%（39,632t/年）は八重山の地域内で処理されている。中間処理による減量と再利用・再資源化等によって、発生量の約31.0%（12,349t/年）が最終処分されている。 なお、石垣市には、産業廃棄物処理施設が1箇所あり、産業廃棄物最終処分場の埋立面積は39,554m²、埋立容量は474,520m³である。また、平成16年5月現在の残余容量は約361,374m³で、年間実績は約3,500m³/年であった。</p> <p>○再資源化施設の整備状況 石垣市における建設工事に伴う副産物の再資源化施設については、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、樹木のチップ化等を行うリサイクルプラント施設が2施設、安定型最終処分場が1施設ある。 上記のリサイクルプラントにおいては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、剪定草本・伐採木を取扱っている。 また、石垣市内の堆肥化施設は、サトウキビ製造により排出されるパカスと畜産廃棄物を材料としている。</p> <p>◎事業実施に伴う廃棄物等の発生状況 事業の実施に際しては、工事中には廃棄物等（建設工事に伴う副産物）としての伐採樹木、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、根や腐植土混じりの除去表土の発生がある。空港施設等の供用時には一般ごみ及び浄化槽汚泥の発生が考えられる。</p>				
計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視	
<p>工事の実施</p> <p>環境保全配慮 ・伐採樹木については、事業実施区域内でチップ化し、マルチング材等に可能な限り利用する。</p>	<p>工事の実施に伴う変更により、工事期間中に発生する建設工事に伴う副産物は、伐採樹木が約21,800m³、国道390号及び農道の付替工事によるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が、各々約1,600m³、約780m³発生することが予測される。その他、根や腐植土が混在した除去表土が約125,000m³が発生する。 伐採樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理すること、事業実施区域内で大部分をチップ化し、赤土等流出防止のためのマルチング材等に利用し、現場内利用がされなかったチップ化処理された一部や伐採樹木については、堆肥化施設、またはリサイクルプラントに時期を調整した上で搬出することから、伐採樹木は適正に処理できるものと判断した。 事業実施区域に近いコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊のリサイクルプラントの処理能力は、約80～320t/日であり、工事期間中に発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の建設工事に伴う副産物は適正に処理できるものと判断した。 除去表土については、産業廃棄物処分場でのヒアリングによると、再資源化率は約50%であるとしていることから、除去表土の最終埋立量は約63,000m³となる。したがって、建設工事に伴う副産物のうちで埋立て処理される除去表土については、最終処分場の平成16年5月現在の残余容量（約361,000m³）や年間処理実績の約3,500m³等から判断すると、現状では除去表土の処理は十分可能と判断した。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、建設工事に伴う副産物については、伐採樹木は、事業実施区域内で大部分をチップ化し、赤土等流出防止のためのマルチング材等に利用し、現場内利用がされなかったチップ化処理された一部や伐採樹木については、堆肥化施設、またはリサイクルプラントに時期を調整した上で搬出すること、除去表土については、リサイクルプラントにて可能な限り有価物として分別した後に最終処分することから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」に基づき適正に処理することを環境保全の基準又は目標とした。 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」に基づき適正に処理することから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>	
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>一般ごみ発生原単位と想定される旅客数（平成33年度旅客需要予測2,597,000人）から空港施設の供用時における一般ごみの発生量を算出した結果、可燃ごみが259t/年、資源ごみが5t/年、不燃ごみが5t/年と予測された。 なお、浄化槽汚泥の発生量は、事業計画における排水処理計画から、511m³/年（1.4m³/日）と予測された。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 浄化槽汚泥は、事業計画から511m³/年（1.4m³/日）となっており、この量は石垣市し尿処理場の処理能力25kl/日及び平成13年度における処理実績8,044kl/年（し尿3,166kl/年、浄化槽汚泥4,878kl/年）の約6%相当であることから、処理可能であると考えられる。石垣市の可燃ごみは、年間処理量が約20,000tの処理実績があり、新石垣空港の可燃ごみ量（259t/年）は市の全処理量の1%程度であることから、処理可能であると考えられる。資源ごみ量（5t/年）及び不燃ごみ量（5t/年）についても、石垣市の資源ごみ・不燃ごみライン（4t/日）及び廃プラスチックライン（2t/日）の処理能力及び最終処分場の残余容量（97,532m³）からすると、処理可能であると考えられる。 したがって、一般ごみと浄化槽汚泥は、各々石垣市の処理施設に搬入し、処理・処分を行うとともに、資源ごみは可能な限り分別し、リサイクルすることとしていることから、環境影響の程度は極めて小さいと判断され、環境影響の程度は回避、又は低減されているものと評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 沖縄県環境基本計画において、廃棄物については、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進及び適正処理の推進を、また、配慮事項としては、循環的な利用により最終処分を低減し、持続可能な循環社会の形成を図るとしており、これらを環境保全の基準又は目標とした。 空港施設の供用時の一般ごみのうち、資源ごみは可能な限り分別し、リサイクルすることから、廃棄物については、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進及び適正処理の推進が、また、配慮事項としては、循環的な利用により最終処分を低減し、持続可能な循環社会の形成が図られており、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	<p>環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>	